

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第25号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成21年10月26日 09時30分ごろ	
発生場所	長崎県杵岐市郷ノ浦港西方沖、郷ノ浦港鎌崎防波堤灯台から真方位291° 1.6km付近 (概位 北緯33° 44.7′ 東経129° 39.7′)	
事故等調査の経過	平成22年2月8日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第十六福丸、19.80トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 NS2-13319（漁船登録番号）、金子産業株式会社</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 主機の主軸受、クランクピン軸受及びピストンピン軸受が焼損</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、平成21年10月26日09時30分ごろ、長崎県杵岐市郷ノ浦港西方沖のまぐろ養殖用いけすでの投餌作業で主機駆動油圧ポンプを使用するために、主機回転数を上げた際、主機クランクケースのガス抜き管から白煙が噴出するようになり、主機回転数を下げたところ、主機が停止した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：凪</p>	
その他の事項	<p>本船は、主機の潤滑油冷却器と潤滑油主管とを連絡する高圧ゴムホースが潤滑油主管側で外れていた。</p> <p>主機の潤滑油圧力低下警報装置は、圧力センサー部の不良で作動しなかった。</p> <p>船長は、主機に不具合が生じた都度、機関整備業者に依頼して修理等を行っていた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、郷ノ浦港西方沖の養殖いけすで投餌作業中、主機の潤滑油系統の高圧ゴムホースが外れたため、潤滑油の供給が断たれて潤滑が阻害され、主軸受等が焼損したと考えられる。</p> <p>高圧ゴムホースは、主機の運転時の振動等によって緩んで外れた可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、定期的に主機周りの配管の状況を点検していなかったものと考えられる。</p> <p>主機の潤滑油圧力低下警報装置を修理していれば、主機の損傷を軽減できていた可能性がある</p>

	考えられる。
原因	本インシデントは、本船が郷ノ浦港西方沖の養殖いけすで投餌作業中、主機の潤滑油系統の高圧ゴムホースが外れたため、潤滑油の供給が断たれて潤滑が阻害され、主軸受等が焼損したことにより、発生したものと考えられる。